八王子市
HACHIOJI CITY

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

ニュースリリース　令和８年（２０２６年）９月９日

「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル」を策定

～ クマ対策についてのパネル展も開催しています ～

本市は、ツキノワグマ出没時における市民の安全・安心な生活の確保を図るため、「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル」を策定しました。

本マニュアルは、庁内関係部署で構成するクマ対策プロジェクトチームを中心に、東京都、警視庁や消防庁などの関係機関との協議を重ねながら取りまとめたもので、初動対応から防除対策、追い払い、捕獲、緊急銃猟までの対応手順を整理しています。

本マニュアル策定に際しては、本市の地域特性を踏まえ、平時からクマを引き寄せないための取組みや、本市独自の「人の日常生活圏周辺」の定義を定めることで、対応基準の明確化を図りました。今後は、本マニュアルに基づき、関係機関と連携しながら、クマの出没に対して迅速かつ的確に対応していきます。

また、クマが冬眠に備えて行動するこの時期に、本市のクマ対策について市民の皆様に知っていただくためのパネル展も開催しています。

１　「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル」について

（１）名称等

名　称：八王子市ツキノワグマ対応マニュアル

策定日：令和８年（２０２６年）８月２６日

※関係機関への説明を経て、９月９日に公表しました。

※本マニュアルは、東京都内で初めて策定されたクマ対応マニュアルです。

公開先：https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/004/jyugai/p037895.html

（２）本市独自の基準・取組

ア　人の日常生活圏の定義を明確化

危機レベルを判定する上で重要な要素であることから、「人の日常生活圏周辺」の範囲を明確化し、人の日常生活圏から半径 200m 以内と定義。

イ　地域特性を踏まえた対策

本市では、緩衝帯（バッファーゾーン）の確保が困難であることや、高尾山等のクマの生息域に多くの観光客が訪れるという地域特性を踏まえ、市民と行政が連携し、クマの誘引・出没防止対策を徹底することをマニュアルに記載。

＜問い合わせ＞　経済産業部獣害対策担当課長　氣賀澤　　電話０４２-６２０-７３７５

ウ　体制の強化と専門家との連携

市委託の防除指導員や専門業者等との連携体制を強化し、その専門的な知見を活用することで、課題の解決及び効果的な対策の実施につなげられるよう、マニュアルに記載。

（３）国及び都の取組との整合

本マニュアルは、令和８年（2026 年）８月 25 日に環境省が主催した「関東地方におけるクマの市街地出没対策に係る研修会」において示された知見や考え方も踏まえて策定しており、国や東京都が示すクマ対策の方向性と整合した内容となっています。

２　ツキノワグマに関するパネル展について

環境省の資料やデータも活用し、ツキノワグマの生態や全国的な生息状況などについて紹介するとともに、クマとの遭遇を避けるための行動や、クマを人の日常生活圏に寄せ付けないための対策等について展示しています。

開催概要

期　間：令和８年（2026 年）９月７日（月）から 10 月６日（火）まで

場　所：八王子市役所本庁舎１階 正面玄関北側

内　容：ツキノワグマの生態や出没時の注意点、等身大パネル
　　市が実施しているクマ対策の取組
　　クマから身を守ることを学べるクイズ

※開庁時間内にご覧いただけます。

※期間終了後も、会場を変更し、順次開催する予定です。

クマ対策に関する市の取組などを紹介

ツキノワグマの等身大パネル

（写真データ提供可能）